

令和8・9年度岬町空き家・空き地草刈協力事業者等登録制度公募要領

1. 目的

空き家・空き地所有者等に対して、町から協力事業者の情報を提供することにより、所有者等による空き家・空き地の適正管理を促進する。

2. 制度のフロー

- (1) 町は要件を満たす事業者を募集し、「協力事業者等」として登録する。
- (2) 町は、「岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例」に基づく指導書等を空き家・空き地所有者等に通知する際に、協力事業者等の情報を提供するとともに、町のウェブサイトに掲載する。
- (3) 空き家・空き地所有者等は、直接、協力事業者等に連絡し、作業内容・見積額を確認・了承したうえで、草刈作業を発注する。
- (4) 受注した協力事業者等は草刈作業を実施する。
- (5) 草刈作業終了後、発注者に対して見積額を請求する。
- (6) 協力事業者等は草刈を受注及び草刈作業を終了したときは、岬町しあわせ創造部生活環境課に報告する。

3. 登録の要件

岬町内に主たる事業所のある個人、団体又は法人であって、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 岬町空き家・空き地草刈協力事業者等登録制度要綱第3条の各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 標準的な草刈作業の見積額（1㎡あたり）が200円（処分費含む。消費税除く。）以下であること。

※標準的な草刈作業の見積額とは、作業の実施にあたり特段障害となる要素（車の横付け不可、急傾斜地等）がなく、100㎡から200㎡の土地で夏場（6月から9月）に高さ1.0mから1.5mの雑草が繁茂している状況での見積額とする。

- (3) その他以下に記載する内容を遵守すること。
 - (ア) 草刈作業の実施に関し、誠実かつ良心的に行うこと。
 - (イ) 草刈作業により生じた草等は適正に処分し、野焼き行為は行わないこと。
 - (ウ) 草刈作業の全部を第三者（法人にあってはその構成員を除く。）に請け負わせないこと。
 - (エ) 草刈作業の受注により知り得た個人情報、調査資料等を第三者に漏らさないこと。

- (カ) 草刈作業前に作業内容及び金額を依頼者に十分説明のうえ、草刈作業について依頼者から発注を受けること。なお、見積は無料とすること。
- (カ) 草刈作業を受注したときは、発注者から町が送付した指導書等の整理番号を確認し、作業予定日と一緒に町へ報告すること。
- (キ) 草刈作業後は、依頼者に写真等をもって実施状況を報告すること。
- (ク) 草刈作業に係る費用の受領は、作業実施後に行うこと。
- (ケ) 草刈作業の実施後、速やかに岬町に実施の報告を行うこと。
- (コ) 作業受注に伴う事故、苦情、トラブル等は、誠意をもって依頼者との間で解決を図ること。
- (カ) 岬町空き家・空き地草刈協力事業者等登録制度要綱、その他関係法規を遵守すること。

なお、上記の項目に反したときは協力事業者等としての登録を取り消されても異議を唱えないこと。

4. 登録の有効期間

令和8年7月1日から令和10年3月31日まで

※ただし、有効期間中に岬町建設工事等の入札参加資格を失った場合は、登録を取り消す。また、指名停止の措置を受けた場合は、その期間中は登録を停止する。

5. 登録申請受付

(1) 提出書類

- (ア) 草刈協力事業者等登録申請書（様式第1号）
- (イ) 法人にあつては法人登記事項証明書、個人にあつては住民票
- (ウ) 町税に未納がないことを証明する書類
- (エ) 定款、規約、会則その他これらに類するもの（申請者が法人その他の団体に限る）
- (オ) 誓約書（様式第2号）

※ただし、岬町入札参加資格を有する者、一般社団法人岬町シルバー人材センター及び自治会は、上記(イ)から(オ)の書類の提出を省略することができる。

(2) 受付期間

令和8年7月1日（水）から令和10年2月29日（火）まで

※登録の有効期間は、令和10年3月31日までとする。

(3) 提出方法 郵送又は持参

(4) 提出場所 岬町しあわせ創造部生活環境課

6. 決定通知

協力事業者等には、郵送にて決定通知を送付する。

7. その他

- (1) 協力事業者等は、登録を抹消された場合も、その時点で当制度により受注している案件については、責任をもって業務を遂行すること。
- (2) 空き家・空き地所有者等と協力事業者等との間で発生した損失・損害等について、岬町は一切の責任を負わないものとする。